

定期監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

宇和島地区広域事務組合

監査委員 榎本孝幸

監査委員 山下正敏

監査委員 我妻正三

定期監査結果報告

1. 監査の対象

- (1) 消防本部
- (2) 事務局管理課

2. 監査の対象期間

平成3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 監査の実施期間

- (1) 消防本部 : 令和5年1月6日から令和5年2月17日まで
- (2) 事務局管理課 : 令和5年1月6日から令和5年2月17日まで

4. 監査を行った委員

榎本孝幸
山下正敏
我妻正三

5. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正、効率的かつ合理的に執行されているかなどに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い、内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職員より事情を聴取して実施した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係書類を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。

その概要は次のとおりであるが、今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

(1) 消防本部

小型移動式クレーン運転技能講習などの特別教育を受講する職員に半額の助成金を支出しているが、特別教育は労働安全衛生法で事業者の責任において行わなければならないものであり、助成金として支出することは不適切である。

また委託契約において、委託料の支出方法が契約書で定められた内容と異なっているものが見られた。

今後は適切な事務処理に努められたい。

(2) 事務局管理課

契約事務において、1者指定の随意契約理由が不適切なものや委託料の算出根拠が示されていないものが見られた。

また、指定管理者から提出されている実績報告書に誤記が見られた。

今後は、適切な事務処理に努められたい。